

# 個別指導改善運動と根拠法令で 関東信越厚生局管内の協会・医会が学習懇談会

関東信越厚生局管内の保団連関東ブロックと信越の保険医協会・医会による個別指導改善運動と根拠法令についての学習懇談会が7月12日東京保険医協会セミナールームで開かれ、役員19名、弁護士14名、事務局21名が参加。長野からは当日の報告も担当した木嶋顧問弁護士、池上常任理事らが参加した。

報告は、数々の社会保障訴訟に携わり国保の不当減点問題で和解勝利となった守田訴訟にもかかわった新井弁護士と長野の木嶋弁護士から討議を挟む形であった。

まず新井弁護士から指導と審査について 個別指導の根拠法である健康保険法の制定は大正11年で国家本位、官主導、命令主義の時代背景が色濃く反映されており同法が問題の根源 厚生省が行う指導とは医療担当者に周知徹底することが目的であり教育的指導が本旨。支払者である保険者が行う

「審査」とは制度目的も業務内容も異なる。その審査が経済的、監査的指導の形(点検,値切る,自主返還の強要)で指導に入り込んでいるので分離が必要 医師は自律的職業人であり細かい制約付けるのは控えるべきで療養担当規則もその考え方が貫かれている 診療報酬請求権は医師が診療行為を行う都度、その場で成立する(西尾訴訟)。保険者は審査で既に保険医の手元で成立している診療報酬の内容を尊重すべき―と提起があった。

木嶋弁護士からは 健保法73条は診療に関する厚生労働大臣の指導を受ける義務を規定しているのみ。同法の「空白部分」は行政手続法(以下「行手法」)が適用される 行手法が施行された下でなぜ新指導大綱が作成されたか 旧指導大綱・旧監査要綱の下でも指導と監査はリンクして運用され



学習懇談会の会場、上にアップの正面中央と右隣が報告者の二人

ていた。新指導大綱と新監査要綱は指導の実態に通達をあわせて出したもの 法理上、健保法の指導とは何か。行手法の規制・調整的行政指導と「懇切丁寧な」「教育的・恩恵的」な指導が合致するか? - と提起があった。

討議では、各地の報告も含め自主返還、請求権、弁護士帯同などに及んだ。まず自主返還については「指導の場でやるべきでない」との発言があり、新井弁護士からは「周到な準備で裁判

を提起し、個別指導に対する考え方、実態を調べて批判していくことが有効」と回答があった。請求権については、参加の弁護士から算定要件でカルテ記載が求められる医学管理の指導の例をあげ「カルテに書いてない場合、現に指導が行われていても請求権が発生しないのか」と提起があり、新井弁護士は「記載はしなかったが実施はしたという何らかの証拠、保険者側が納得するものを提示しないと難しい」「請求上不利益な扱いを受けても仕方ない」との見方を示し、「指導をした実態があれば戦えるのではないか」とする発言者との間に見解の相違が出た。弁護士帯同では、長野の池上常任理事から現場での実際について各地の実情を聞きたい旨の発言があり、指導の場での弁護士の座る位置に始まり、帯同が90件に達したなど各地の実施状況報告が相次いだ。教育的指導へ改善のための運動論の中では、報告者の両弁護士から国会審議が有効だと指摘があった。

## 第6回歯のなんでも相談の事例 23件の相談内容と回答（要点）②

あるか。 下前歯に色が付いてきたがきれいにできるか。（女性/50歳代） ■13...30代から歯周病や歯の外傷で抜かれ続けてきた。歯が4本あるが、抜かれそうなので総義歯になった場合の費用を知りたい。（女性/60歳代） ■14...親の上下義歯が合わない。一つ前の義歯は鉤歯が一本あり使えていたが、抜歯して総義歯になり更に具合が悪い。舌でもて遊んでしまっている。「総義歯だからもう直しようがない」「インプラントも適用外」と言われた。（女性/50歳代） ■15...噛みしめが強く顎関節症病になった。上は自分の歯で下がパーデンチャーでその顎堤が痛い。前歯が小さくなり被せた7本の咬み具合が悪い。固いもの、リンゴは食べるなど言われている。（女性/60歳代）

9～14の回答 9と10 は、医療機関の紹介を求められたケースで、電話相談で個別の医療機関を紹介していない事を理解しても

らった。11は、ひたすら傾聴し50分に及んだケース。通院が困難な事情から地元の歯科医師会に訪問診療を依頼しては如何かとした。12はブリッジ、義歯、インプラントの各メリット・デメリットを伝えた。食品着色ならクリーニングで落とせるが、補綴物、充填物の着色だと治療のやり直しになるかもしれないと伝え主治医に相談をとした。13は、保険での総義歯の費用と3割負担分の概算を説明した。14 は、総義歯の調整は難しいこと説明、食形態の工夫をしてもらうことを伝えた。15 では専門医に診てもらいたいとの希望により氏名をインターネットで公開の補綴学会の専門医を郵送にて資料提供。

治療の途中の相談 ■16...ブリッジの下が腫れ、薬を塗る治療をしている。口臭もある。レントゲンを撮っても説明がない。（女性/50歳代） ■17...歯肉の腫れを繰り返している歯があり、消毒と抗生剤を処方しても

らっている。歯根が折れているのかもしれないが、レントゲンに写っておらず、原因は抜いてみないと分からないとのこと。抜いた後は、ブリッジ、義歯、インプラントになると言われているが、セカンドオピニオンを求めたほうが良いか。（男性/50歳代）

### 16～17の回答

16 は、説明を求めて改善が進まない場合、セカンドオピニオンも選択肢とした。17 は、処置は問題ないことを伝え、セカンドオピニオンを希望なら求めても良いとした。

### 咬み合わせなど

■18...20～25年前(親知らずを4本抜いた)から咬み合わせに左右の差があり、右は力が入るが、左はきれいに咬み合っているのに、力が入らない。親も頬の筋肉に左右差が出て対称でない。病院では相手にしてもらえず、開業医も2、3件受診したが、異常なしと言われた。（男性/40歳代）

### 18の回答

歯並びが悪くて身体の病気の治療ができないことはない」と説明。口腔内の細菌が影響を及ぼすことはあると説明。歯並びと関係なく、お口の状態をよくしておくことが大切と伝えた。また話の中で医療機関の紹介も求められたが9番10番の回答と同様に対応した。相談事例の紹介は、次号で完結。

「保険でより良い歯科医療を長野連絡会」が5月に実施の「歯のなんでも電話相談」の相談事例(全23件)の相談内容と回答の要点の前号に続いて紹介。

以下で、■番号で各相談内容の要点括弧内は相談者の性別と年代。回答部分はまとめて要点を記した。

### 主に義歯の関係

■9...70歳代の夫の金属床総義歯が、治してもすぐ落ちてしまう。いい先生はいないか。（女性/70歳代） ■10...入れ歯を入れたいが、先生を紹介してほしい。（女性/50歳代） ■11...歯槽膿漏で歯を抜いて義歯を入れた。具合が良かった義歯の平面を治してから当たって痛い。同一歯科医院で2回目の義歯までは良好であったが、3回目の義歯は調子が悪くなった。味も変、首も痛い。通院は身体の不調もあり、ままならない。（女性/80歳代） ■12... 歯内療法の予後が悪く抜歯してそのままになっている。補綴の説明がされていないが、どのような治療が

## 保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の医科と歯科の新規指定分を紹介している。8/1～8/31間では、9月分となる医科の2件。（氏名敬称略）

| 名 称         | 診療科名 1 | 郵便番号     | 所 在 地                | 電 話          | 開設者・管理者 2 | 従事 3 | 病床 指定日 4    |
|-------------|--------|----------|----------------------|--------------|-----------|------|-------------|
| わかほこどもクリニック | 小      | 381-0101 | 長野市若穂綿内字下馬場沢6459番地10 | 026-214-7420 | 個人・足立 浩   | 常勤1  | 無 2015/9/28 |
| すずらん内科クリニック | 内      | 399-8601 | 北安曇郡池田町大字池田2536-5    | 0261-85-2246 | 個人・塩月 記代  | 常勤1  | 無 2015/9/1  |

1診療科名は略記載。 2開設者が個人の場合は開設・管理者は同一。 3従事の形態で病院・診療所は医師数,歯科併設は区分明記,歯科診療所は歯科医師数。 4指定期間は指定日より6年。